

平成29年度東京大学エボニック スカラーズ ファンド奨学金 募集要項

1. 趣旨

スペシャリティケミカル企業であるエボニック社の寄付に基づき、先端化学材料領域の研究に従事する大学院学生のうち特に優秀な者に対し、「東京大学・エボニック スカラーズファンド奨学金」を支給することにより、その学術研究への取組みを支援するとともに、国際的な人材育成にも資することとする。

2. 先端科学材料領域の研究に従事する大学院学生の定義

この要項において、「先端化学材料領域の研究に従事する大学院学生」とは、化学そのもの並びに化学と物質材料とに関連する先端化学材料研究に従事する大学院学生とする。

3. 応募資格

工学系研究科、理学系研究科、薬学系研究科、新領域創成科学研究科に在籍する博士課程1年次（平成29年4月現在）の学生（日本人学生及び外国人留学生）のうち特に優秀な者であり、かつ経済的支援を必要とする者。ただし、他の奨学金等を受領している者を除く。

4. 募集人数

若干名

5. 支給金額

月額 200,000円

6. 支給期間

博士課程の標準修業年限

7. 奨学金の申請

申請者は、提出期間に下記の書類を本部奨学厚生課に提出する。

提出期間：5月8日（月）～6月6日（火）午前9時00分～午後5時00分まで（厳守）

申請書類：(1) 奨学金申請書（写真貼付）

(2) 研究業績申請書（論文発表、学会発表、特許出願、受賞など。本人の貢献度を%表示すること。）

(3) 指導教員の推薦書

(4) 成績証明書（修士課程分）

(1)と(2)について、同内容の英語版の添付が望ましい。英語版を提出する場合、英語版のみの提出も可。

なお、申請書類は本部奨学厚生課奨学チーム（学生支援センター1階）で配付する。また、本学ホームページ（http://www.u-tokyo.ac.jp/stu02/h02_15_j.html）でダウンロードすることもできる。

8. 受給者の決定

受給者の決定は、学生委員会奨学部会及び同部会に設置する東京大学・エボニック スカラーズファンド奨学金運営委員会における審査を経て、エボニック社による確認の上で、学生委員会委員長が行い、7月中旬までに本人に通知する。

9. 奨学金の支給方法

奨学金の支給は、在籍確認の上、半期毎に受給者名義の預金口座に送金する。

10. 奨学金の休止及び復活

- (1) 受給者は、休学又は長期欠席（1月以上にわたり日本を離れる場合も含む。）する場合は、速やかにこれを証する書類を本部奨学厚生課奨学チームに届け出るものとし、奨学金の支給を休止する。
- (2) 前号の規定により奨学金の支給を休止された者が、その事由が止んだことを証する書類を付して、指導教員を経て支給の再開を願い出た場合は、奨学金の支給を再開することができる。

11. 奨学金の支給廃止

受給者は、次のいずれかに該当する場合は、速やかにこれらを証する書類を本部奨学厚生課奨学チームに届け出るものとし、奨学金の支給を廃止する。

- (1) 退学又は転学したとき。
- (2) 停学の処分を受けたとき。
- (3) 学業成績が不良となったとき。
- (4) 研究成果の報告を怠ったとき。
- (5) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- (6) 前各号のほか、受給者として適当でない事実があったとき。

12. 奨学金の返納

受給者として適当でない事実があったときは、既に支給した奨学金の全部又は一部を返納させる。

13. 奨学金の辞退

受給者は、奨学金の辞退を申し出ることができる。

14. 異動の届出

受給者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに本部奨学厚生課奨学チームに届け出なければならない。

- (1) 休学、復学又は長期欠席しようとするとき。
- (2) 住所、氏名、連絡先その他重要な事項に変更があったとき。

15. 報告書の提出

4月入学の受給者は毎年3月末、9月入学の受給者は毎年8月末に年度末に終了報告書を指導教員の承認を経て、本部奨学厚生課奨学チームに提出しなければならない。

問合せ先 本部奨学厚生課奨学チーム 電話 03-5841-2543
